

平成 28 年度 第 2 回

篠山市まちづくり審議会議事録

と き 平成 29 年 1 月 10 日 (火)

ところ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

平成28年度第2回篠山市まちづくり審議会議事録

平成29年1月10日、平成28年度第2回篠山市まちづくり審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成29年1月10日(火) 午前9時30分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 山下淳委員 藤本英子委員 田中栄治委員 加藤哲夫委員
田渕清彦委員 圓増亮介委員

【オブザーバー】

兵庫県丹波土木事務所まちづくり建築課 課長 大田圭信

【事務局】

まちづくり部 部長 梶村徳全

まちづくり部地域計画課 課長 田村隆章

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 係長 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 主査 山内えみ

3. 会 議

1. 開会（午前9時30分）

梶村部長よりあいさつ

2. 会長あいさつ

角野会長よりあいさつ

（これ以後の議事について角野会長が進行）

3. 議事録署名人の指名

篠山市まちづくり審議会規則第8条第2項に基づき、会長より2名の署名人を指名

委員名簿の順で田淵委員と圓増委員が指名される。

4. 審議事項

篠山市景観計画の変更について

事務局より趣旨を説明。

角野会長

只今の説明について、委員の皆様からの意見、質問はないか。

田中委員

歴史地区の考え方は、歴史的な町の区域、さとの区域というベースがあって、その上に歴史地区が被さっているという認識でよいか。景観計画の変更案のP17区域区分図に、歴史的な町の区域で城下町地区や福住地区が出ているのは問題ないか。今回、福住地区を変更により削除していくところはどうか考えたらいいか。別に厳しい基準があるので、ここには入ってなくてもいいという考え方か。今回、景観計画全体のものがなかったので、考え方が分かりづらくなっている。

事務局

一般の都市計画で言っている全体の区域と地区は同じ関係であって、地区が指定されると独自の基準を持つので全体の方はなくなったものとなる。

田中委員 その考え方は分かるが、文章として、その区域ではなくなるというよ
うな認識が出てくる。景観計画全体で矛盾なく説明できていればよい。
区域は全体にかかっているものなので、はずすことではなく、歴史地区
というのは、新たにかかるものということか。

事務局 そうである。そのため、歴史地区と歴史的な町の区域のどちらが適応
されるのか分かりやすいように、歴史的な町の区域に入っていたものを
外したり、写真を変更している。歴史的な町の区域は、地区で盛り上が
りがあれば、地区独自の基準を持つ歴史地区に変えていこうという方針
で景観計画を策定しているので、問題ない。

田中委員 もう一つ言葉の使い方で、福住の中で田園集落という言葉と農村集落
という言葉が2つ出てきていて、途中までは田園集落という言葉が使わ
れているが、P62 の景観形成基本方針では田園集落という言葉は一切出
てこず、農村集落という言葉だけが出てきている。言葉として、この部
分だけ違う言葉になっているので、農村集落と田園地を合わせて田園集
落と言われていると解釈したが、用語の使い方が曖昧だと思う。

事務局 福住の重伝建地区では、建物が建っている場所だけを指定しているの
で、宿場町を除く区域を農村集落と表現しており、今回の景観基準では、
現況を説明する時に農村集落という言葉そのまま使っている。今、さ
との区域はほとんどが農地であり、建物があまり建っていない状態であ
るので、そこに建てるのも、おそらく住宅が中心になると思われるが、
基準を作る際には、重伝建地区の農村集落とさとの区域を一緒に表す言
葉として、田園集落という表現を使っている。

田中委員 定義ができていればいいが、あとは文書の中に農村集落と田園地を合
わせて田園集落と呼んでいるといった一文が欲しい。唐突にこちらのペ
ージでは田園集落、農村集落となっているので、きちんと使い分けがで
きていればいいが、読む人が分かりやすいようにして欲しい。

角野会長 農村集落や田園地というのは、普通の名詞として、一般的な概念として使い、ゾーン設定は田園集落ゾーンという風にあえて使いわけているということではないのか。ゾーンとして指定するからそこは、集落の建物の分も田園の分も合わせて田園集落ゾーンと言ってる。それに対してP62の本文は一般的な概念としては農村集落というものと田園地というものを説明していることではないのか。

事務局 そうである。

田中委員 田園集落ゾーンとは何を指しているのかを、どこかで説明しておいた方が分かりやすくなる。

事務局 表現としては、農村集落は主に建物が建っているところ、田園地というのは、いわゆる農地のところという標記になっている。

田中委員 誤字がいくつかある。P62の真ん中より少し下あたりの「厨子2階」が「逗子2階」になっているが、漢字が違うので訂正をお願いする。表現を正確にしないといけないのが、「茅葺（鉄板葺）」。「茅葺（鉄板葺）」は「茅葺（鉄板被せ）」という言い方もする。「茅葺（鉄板葺）」では、茅葺と別に鉄板で葺いている屋根も含まれてしまうので、そうではなく、茅葺の上に鉄板が被せてあるものだけをここでは言っているということかと思う。続けて、その3行下は文章が分かり辛く、「農村集落いずれも街道沿いの1階軒下部は縦格子を備え」は、文章としては「備え」で切れるのか。文書の切れ方が分かり辛い。軒下部と2階の立ち上がりは別の場所のことを言っているので、文章として分かりにくい。あと、目次のところで、「福住地区」のところに「杭」という字が残っているので、除いておくこと。

角野会長 二方向以上の勾配屋根の定義だが、入母屋又は切妻と書いてあるので、無茶なことは言わないと思うが、ほとんど片流れで、少しだけ反対側に

屋根を曲げておいて、どうだ、これでもいいだろうというような恐れはないのか。

事務局

福住はそれを避けたいので、入母屋、切妻という表現にした。城下町地区については、「への字型」でも、屋根を段違いにずらした形でも良い。二方向以上の傾斜屋根にすることで、軒が出、壁面に陰影がつき、重厚感を出すというのが趣旨にしている。陸屋根になると、軒が出ないので、壁面が立ち上がる。それを避けるというのが狙い。重伝建地区のような、文化財としての町並みの復元再生ではなく、調和があくまで景観の歴史地区の趣旨のため、城下町地区は、そのような形で調和したら良いと考えている。今の指導も「への字型」でも、段違いでもいいので、傾斜屋根にするように指導している。福住歴史地区は、周辺も含めて入母屋と切妻のタイプでほとんど統一されているので、福住地区では、入母屋、切妻としている。

角野会長

二方向というよりも、入母屋や切妻ということが優先されるということか。

事務局

優先される。

角野会長

そのことはこれでちゃんと伝わるのか。

事務局

屋根の基準については、「入母屋又は切妻の勾配屋根とし」と記述しているので、まず形から認識されると考えている。最近は寄棟型の住宅が増えており、非常に危惧している。

角野会長

寄棟は駄目だという意味でよいか。

事務局

寄棟が非常に増えてきているので、それは避けていただきたいというのが本音。

加藤委員 全体的な変更計画については、何ら問題ないと思うが、こういう計画を立てると、どうしても地元で生活をされている方に制約が出る。今回は再三にわたって地元説明会等をして、十分受け入れられていると思うが、市民生活にとって、かなり制約が加わってくると思う。そのことによって、市民生活が脅かされないように、行政としては配慮する必要がある。そのあたりは、よろしく願います。

事務局 建て替えの時などには、専門家に相談できる制度を用意している。また、基準にあって景観が向上するような建物で、材料なども町並みに配慮したものにしていただくと、市の助成が受けられる。制約を受ける分、助成制度も用意している。

角野会長 宿場町ゾーンと田園集落ゾーンの境界は地図の図面を見ると、川で切れているが、航空写真の図面には線がなかったが、これは関係ない資料ということか。

事務局 航空写真の図面は、全体の区域だけを示しているもので、ゾーンは示していない。区域界は重要伝統的建造物群保存地区と同じ区域界で、宿場町と分けており、自治会の境界でもある。

藤本委員 福住に関しては、工作物の方が気になる。工作物のガイドラインは作成しないのか。一般の方には、写真があって言葉があって、というのがわかりやすいと思う。

事務局 ビジュアルの関係では、工作物としてはないので、パンフレットに反映していく表と冊子で工夫していきたい。

加藤委員 樹木の大きさは保全しなさいとあるが、大木の基準はあるのか。というのも、樹種によって成長度合いが大きく違う。感覚的なものか。もしあれば、教えて欲しい。

事務局

住宅周りであれば、屋根より高い木が大きな木なので、できるだけ残して欲しいと話している。敷地に新しく建てる場合でも、それに相当する既存樹がある場合は、残すように指導している。大木は、高さ 12m 以上の木が該当すると考える。篠山市の建物の高さ基準を 12m 以下にした 1 つの理由は、屋根の上に樹木が見えるようにしたいという意図がある。

田中委員

基準の中の規模・高さのところ、二階の屋根の高さで下屋を設けるというのは、庇だけでは駄目ということにしているのか。下屋は、上の部分の壁面が少なくとも半間は下がっているイメージで捉える。まっすぐな壁に庇だけついているのは下屋と呼ばずに庇で、半間でも下がって屋根が出ているのは下屋。基準としては、3 階部分はより下がっている方がよりいいので、下屋というのがそういうことを指しているのなら、基準としては良いと思う。庇だけつけてこれで下屋だと持ってこられたときに、上の階の部分を下げてくださいとこの表現で言えるのか。そこまで市として考えていないのか。できれば、3 階部分は下げて欲しいというのが、こちらの意図ということでしょうか。

事務局

基本的には 2 階建てでそろっているところなので、2 階建てにして欲しいが、建築基準法上は木造 3 階建ても認められていることから、3 階はできるだけ街道から目立たない位置に設置して欲しいという考えで下屋という表現としており、下げて欲しいという意図はある。

角野会長

下げてもらうというのが、実際か。

事務局

そうしたいと考えている。

角野会長

ここまでの質疑では、大きく変更というよりも、内容を詳しく、わかりやすく伝えるために、パンフレット等を工夫してもらいたいということであったかと思うが、そのような前提で、特に意義がなければ、これについて適当と認めるという旨の答申をしたいと思うが、よろしいか。

以上で、本日の審議会を終了する。

5. 閉会

